

今まで検討してきた部分ががらっと変わる可能性がございます。いずれにしてもあり方でいつまでも御意見をいただいといたわけにもいきませんので、今年度である程度まとめをして、教育委員会のほうでも検討に入りたいというふうに考えてございます。

- 1 0 番 今年度というふう具体的ににおっしゃられたのでこれも1つの大きな前進かなと思います。何が言いたいかというと、やっぱり民間が参入してくればそのパイがやっぱりあるわけではないですか。そういうことを踏まえて、今度はそれに対してじゃあこちらの規模はどうするとか、むしろ人の問題も絡むわけじゃないですか。今いる職員の関係をどうするんだとか、そういったこともろもろをやっぱり考えていかなければいけないこともあると思いますので、ぜひ幼児教育の再構築ということについては早急な結論を出してもらえるのかなということを期待をして、一般質問を終了させていただきます。

議 長 以上で、10番議員、田村俊二君の一般質問を終わります。
引き続き、通告9番、13番議員、伊藤奈穂子君。

- 1 3 番 通告9番、13番議員、伊藤奈穂子です。

通告に従い、

- 1、男女共同参画プランの推進
- 2、防犯対策の充実
- 3、生理の貧困について

質問いたします。

1項目め、男女共同参画プランの推進についてお伺いいたします。

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現であります。

本町においても男女共同参画プランを策定し、様々に取り組んでおりますが、多様化する現代において女性のみならず全ての人が輝ける社会を実現するため、男女共同参画社会の実現が不可欠であると考えます。さらに、本町においては、今年度、計画改定の時期であることも鑑み、3点、お伺いいたします。

- 1、町政の場における女性の参画の拡大は。

2、男女共同参画社会に向けた意識づくりの成果と今後の取組は。

3、生涯にわたる健康と人権の尊重の取組は。

2項目めといたしまして、防犯対策の充実についてお伺いいたします。

近年、子供や女性が犯罪に巻き込まれ悲しい事件として報道があるたびに心が痛みます。特に、性犯罪の被害は若年化しており、あってはならないことだと思えます。本町もにこにこパトロール等、地域のボランティアの皆様による見守り、また防犯灯や防犯カメラの設置を推進するなど、犯罪抑止に取り組んでおりますが、コロナ禍にあってDV相談、虐待などの相談件数も増えているという現状があり、さらなる充実が必要と考えます。

そこで、女性や子供を守るための対策についてお伺いいたします。

もし、性犯罪の被害に遭ってしまった場合、被害者の多くは心身ともに傷つき、人を信じられなくなるなど、それまでの生活が一転してしまうほど苦しい状況に追い込まれてしまいます。警察に届けられているのは氷山の一角であり、誰にも相談できずに悩んでいる方も多いのではないかと考えます。万が一、犯罪に巻き込まれてしまったとき、安心して相談できる体制は万全であるかお伺いいたします。

次に、3項目めといたしまして、生理の貧困についてお伺いいたします。

今、コロナ禍により若者の貧困が増加する中で、女性の月経に関する生理の貧困が問題となっております。これは若者だけの問題ではなく、様々な家庭環境がある中で、親等から生理用品を買ってもらえない子供たちがいるとの指摘もあります。本町においても無関係ではなく、誰一人取り残さない社会を実現するためにも、生理の貧困解消のために取り組むべきと考え、3点、お伺いいたします。

1、学校で生理用品を持ち合わせない子どもが提供してもらいやすい環境の整備は。

2、就学援助制度における項目の中に生理用品を追加できるよう国へ働きかける考えは。

3、防災備蓄品として備蓄した生理用品等の有効活用は。

以上、登壇しての質問といたします。

町長 伊藤議員から大きく3項目の御質問をいただいておりますが、「男女共同参

画プランの推進」の1点目の「町政の場における女性の参画の拡大」についてから順次、お答えいたします。

本町では、平成27年に大井町男女共同参画プラン改訂版を策定し、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を基本理念に、様々な施策に取り組んでまいりました。地域におけるあらゆる分野での女性の活躍を推進するためには、町政の場においても女性の委員や職員の参画を推進していく必要があります。

プランでは、町が積極的に取り組むものとして、「女性委員ゼロ審議会の解消に努めること」や「管理職としての的確な人材を育て、女性職員の管理職への登用を進めること」などを掲げております。審議会等での女性の登用状況については、プラン策定時の平成27年4月には女性がいる審議会の割合は78.6%、総委員数における女性委員の割合は24.5%であり、直近の令和2年には審議会の割合は75%、女性委員の割合は22.7%との状況になっております。

また、管理職の女性の在職状況については、平成27年度はおりませんでした。平成28年度以降は常に1、2名の女性の管理職が在職している状況となっております。これらについては、人材育成や担い手の発掘などが必要となるため、すぐに数値を上げることは困難であります。町が積極的に女性の参画を推進するために、関係各課において改善に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の「男女共同参画社会に向けた意識づくりの成果と今後の取組について」でございますが、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において、「男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていない。背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定的観念、無意識の思い込みがあることが挙げられる」と指摘されており、男女共同参画社会の実現のためには、意識づくりが極めて重要であります。

町では、プランに基づき、教育や生涯学習など様々な場で男女平等の環境づくりに努めてまいりました。また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の

感染拡大の影響により、中止することとなりましたが、毎年、県と連携した男女共同参画講演会を継続的に開催しており、町職員の研修事業の一環としても位置づけることで、広く町民や職員に対し、男女平等の意識づくりに取り組んでいるところであります。

加えて、近年、男女の別だけでなく、性にも多様性があることについて広く認識されるようになってきたことを受け、来月から性的マイノリティの方などを対象とするパートナーシップ制度を創設することといたしました。制度を創設し周知することで、自分で選択することのできない性的指向や性自認により、生きづらさを抱えている性的マイノリティについての理解促進に努めてまいります。今後も、社会情勢の変化を捉え、幅広く多様性を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことのできる地域社会の形成に向けて、取組を推進していきたいと考えております。

次に、3点目の「生涯にわたる健康と人権の尊重の取組について」ですが、日本は世界有数の長寿社会を迎えており、90歳まで生存する割合は男性で27.2%、女性で51.1%と、まさに人生100年時代が到来しようとしております。生涯にわたり健康を維持するため、人生100年時代においては、健康への意識づくりがより一層重要になります。また、女性については、妊娠・出産などのライフサイクルを通じ、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、本町では、男女の性に関して互いに正しい知識と理解を得てもらうために、学校での性教育や出産を控えた方への母親父親教室、各種健康事業の実施など、ライフステージに応じた意識啓発に取り組んでおります。

また、人権の尊重の取組として、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その予防や被害からの回復を推進することは、男女共同参画社会を形成する上で重要であります。

DV関係の対応につきましては、県、町、民間団体の三者で女性への暴力等に対する一時保護事業に係る協定を締結し、被害者が避難できる体制を構築し、また小田原保健福祉事務所足柄上センターと連携し、相談体制を整えております。

さらに、啓発事業として、4月の若年層の性暴力被害予防月間及び11月の女性に対する暴力をなくす運動期間について、広報紙に記事を掲載し、女性

への暴力が人権侵害であること、県で設置しておりますDV及び性暴力被害の相談窓口等について周知しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国的に家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されており、配偶者等からの暴力に関する相談件数も増加していることから、今後も女性を人権侵害から守るため、啓発等を通じた被害の防止や相談の促進に取り組んでまいります。

次に、大きい項目2点目、「防犯対策の充実」として御質問の、「性犯罪から子どもや女性を守るための対策」と、「性犯罪に巻き込まれてしまったときの相談体制」についてでございますが、議員おっしゃるとおり、性犯罪や性暴力は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないものであります。加えて、被害者の若年化が進み、痛ましい事件へと発展するケースも増えてきていることから、昨今、性犯罪や性暴力の根絶を求める社会的機運が全国的に高まっているところでございます。

また、女性に対する暴力の根絶は、SDGsの目標の中にも位置づけられていることから、誰一人取り残さない社会の実現のためには、不可欠な課題であるという認識のもと、今まさにこの課題に向き合うことが重要となっております。

こうした背景から、国においても、昨年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が出され、令和2年度から4年度までの3年間を集中強化月間として、実態に即した対処を行うための施策の検討がなされているところでございます。現在、町が実施している子供や女性を守るための対策といたしましては、防犯カメラや防犯灯といった防犯設備の設置や、防犯指導員、青少年指導員などによるパトロールの実施が挙げられます。これは第三者による性犯罪行為の抑止や犯罪に巻き込まれないための指導を目的としたもので、子供や女性を守るための対策として一定の効果がもたらされていると理解しております。

また、防犯カメラについては、その映像が被疑者の迅速な検挙に役立つものであることから、犯罪を早期に食い止めることにもつながっており、計画的に設置数を増やしていく予定であります。

また、各園・学校においては毎年度、危機管理マニュアルや安全計画を策

定し、年間を通じて防災、不審者対応などの防犯指導を行い、特に長期休業前などは各校において休業中の過ごし方などの中で指導しています。

御承知のように平成29年度からは情報モラル教育を実施し、ネット利用における犯罪被害の防止や加害者にならないことなどの指導を行っています。

さらに保護者の相談や、子供の相談、ここで話題としている「性犯罪や性暴力の被害についての相談先」など、神奈川県立青少年センター編集発行の相談窓口紹介カードを毎年度児童生徒に配付し、県警や法務局、県教育委員会など必要に応じた様々な機関を紹介するとともに、学校において相談がされた場合には、相談しやすい人選や環境などに配慮し、必要な機関につなげております。

また、先ほど申し上げましたが、今年度から、毎年4月が若年層の性暴力被害予防のための月間に位置づけられたため、今後も広く若年層に向けた予防に係る啓発事業に取り組んでまいりたいと考えております。前段で触れましたとおり、これからさらに性犯罪や性暴力の根絶に向けた動きが活発になることが想定されますので、町が取るべき対策を、国や県からの助言をいただきながら検討していきたいと思っております。万が一、性犯罪に巻き込まれてしまったときの相談体制といたしましては、まずは町で相談を受けさせていただき、その中で警察への被害相談や被害届を出す意思があるかどうかなどを聞き取った上で、警察への相談をちゅうちょされているような場合は、神奈川県が運営しているワンストップ支援センターへの相談や、NPO法人神奈川県被害者センターが行っている電話相談「ハートライン神奈川」を紹介いたします。どちらも、専門相談員による相談が受けられ、ケースごとにその後のケアも対応していただける仕組みとなっていることから、町といたしましては安心して引き継ぐことができるものと考えております。こういった相談機関のパンフレットなどを常時窓口に配架しておりますので、相談の中で資料提供などもできる環境にあることから、よりよい相談につないでいくよう対応してまいりたいと考えております。

次に、大きな3項目めの1点目の「学校での生理用品の提供に関する環境整備について」ですが、現在、各学校では生理用品を保健室に常備し、必要とする児童・生徒がいる場合は渡しています。また、保健室に常備されてい

ることは、小学校4年生や5年生の保健の授業時や宿泊を伴う行事の事前説明の際などに、女子児童にのみ伝え、それぞれの学校で対応をしています。特に各学校においては、生理の貧困が目に見えて分かる児童生徒は現状では確認できないという報告を受けておりますが、児童生徒が申し出てくれることのみが、ほぼ対応のための手段となっております。例えば、女子トイレに、保健室に常備していることを知らせる貼り紙をするなども1つの手だてかと思えます。養護教諭部会などにおいても検討し、状況に応じ対応してまいります。

次に2点目の「就学援助項目への生理用品追加の国への働きかけ」についてですが、先般、議員から要望書を頂き、内容を精査・検討し、神奈川県町村会の令和4年度政府予算編成及び施策に関する要望に新規項目として提出することとしました。町村会の最終案に採択されるかどうかは現在、未確定ですが、要望内容は、「就学援助制度の補助対象品目に、生理用品などの生活必需品を含む日用品を加えること。」とし、その理由として「コロナ禍により若者の貧困の増加が問題となる中で、生理用品が購入できないといった「生理の貧困」も問題となっております。これは若者に限った問題ではなく、児童・生徒についても保護者の収入減あるいはネグレクトなどにより必要な用品が用意できないといった状況があることも想定されます。子供が安心して過ごし、落ち着いて学ぶことができる環境を整えるためにも補助対象品目に明記することを要望します。」としております。

3点目の、防災備蓄品として備蓄した生理用品等の有効活用につきましては、今後、備蓄を進める上で検討が必要なことであると認識しております。既に、防災備蓄品として生理用品を備蓄している自治体などでは、この課題に対する手だてとして、品質保証期限が近くなった生理用品を無償提供しているところがあり、備蓄品の有効活用として大変参考になるものであると思っております。

さて、本町の災害備蓄品の現状については、議員も御承知のとおり、収納スペースが手狭であるため、今年度建設する大型備蓄倉庫の完成に合わせて、生理用品をはじめ、おむつや乳児用液体ミルクなど、新たに備蓄を要する物品を整備していく状況となります。生理用品については、災害備蓄用のもの

が商品化されており、品質保証が長いもので10年間というものもございます。したがって、いわゆるローリングストックが可能と考えられることから、全体の備蓄量を見込んだ上で、計画的な入れ替えができるよう備蓄してまいります。その際は、有効活用を考慮し、入れ替えのタイミングを検討していきたいと考えております。同時に、実際に有効活用するための具体的な仕組みも考える必要があると思われまますので、備蓄を進める中でこちらも検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1 3 番 御答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

ちょっと時間の関係上、順次ということではなく3番目の生理の貧困のほうから再質問させていただきたいと思っております。

御答弁の中で、保健室に常備されていると、それぞれの学校で対応しているということでもございました。最近のニュースでも耳にすることが多くなりました生理用品の貧困の件のなんですけれども、近隣の市、町でも無償配布を始めた自治体もあるようでございます。国のほうもかなり現状を注視をしているというようなことも伺う今現状になっていると思うんですけれども、まずは本町においては、トイレなどに常備をすると、ストックをして無償配布をするというお考えはなかったのかお伺いをしたいと思います。

教育総務課長 各学校に確認をして、答弁のとおりになってしまうんですが、申出があればそれを渡すというところでした。常備するということになると、どうしても管理という問題が出てくると、当然、置きっぱなしというわけにはいきませんので、それを常に見回って補充したり入れ替えたりという作業が出てまいります。当然置いてあるということで、衛生面の問題も出てくるというところから、まずは先ほど答弁で申し上げましたように、保健室にはありますよということをお知らせするというところから始められればという考えでございます。

1 3 番 課長の言っていることも十分よく分かるところでございます。しかしながら、今後の状況に応じては、保健室に常備してあるのでというふうに、行くことはできるよということは子供たちも、女の子たちも周知はできているという御答弁でございましたが、今後は状況に応じて無償配布ということも考えていくべきではないかなというふうには思います。ですが、御答弁にもありま

したように、まずは支援が必要な子供たちにしっかり周知をし、保健室には常備してありますよと、安心して取りに来てくださいねというような貼り紙を女子トイレのほうには貼っていくというような方向性でございましたので、ここで、もう1つつけ加えていただきたいなと思うのは、二宮町のほうではこまつあやこさんの著書の「恥ずかしくなんて」という小説があるんですけども、その一節を紹介されて、こういう小説があるんだよ、だから恥ずかしいことではないと、安心して取りに来てくださいねというような文言もつけ加えてあるようです。養護教諭部会のほうでの話合いということでしたけれども、今後は、それぞれの学校長ともしっかりと連携をして、町内の小中学校にもしっかりとその配慮ができるようにしていくべきではないかなと思いますが、この辺りはいかがでしょうか。

教 育 長 いわゆる初潮指導でしょうか、それは当然小学校でやってる中で、先ほど答弁させていただいたとおり、保健室には生理用品が置いてあるというようなことは子供たちに周知して理解していただいております。

一方、中学校では表立った周知はしていないと。しかしながら、必要に応じて養護教員または女性職員に声をかけて持っていない生徒が来るというような実態もあるように聞いております。しかしながら、今、養教さんにも若干聞いて、もちろん校長を通しての話でございますけれども、かなり近隣でも話題になってる中で、今後協議していく中では、先ほど議員のほうからも御提案ございましたけれども、近隣の先行的なものも参考にしつつ、できれば小学校・中学校同じような内容にすれば子供たちも、特に中学生、見て、当然小学校から同じようなところの中で安心できるのかなと思っております。いずれにいたしましても、困ったときには自ら申し出て、そして対応できるという、そういう力も教育活動では大事にしている中で、その視点で対応を考えていけたらなと思っております。

1 3 番 やはりデリケートな話なので申し出るというのはなかなか恥ずかしい思いもあるのかなというふうに思いますけれども、この辺りは今後やはり男子生徒も女子生徒もそういう性教育などを通して、広く教育的な分野で見て、持ち合わせられないような子たちにも安心して取りに行ける環境というのを整備していくのは大事ではないかなというふうに思います。

次の質問なんですけれども、町長のほうの御答弁の中で、今後備蓄したときにローリングストックができるものだというふうに認識をしているということで、備蓄倉庫の完成後に配備するという御答弁でしたけれども、私はもう一日も早く備蓄をするべきではないかなというふうには思っております。しかしながら、衛生用品でございますので、衛生が保たれるような場所にやはり備蓄することが大事かなというふうにも思います。

また、消費期限を過ぎることなくしっかりとローリングストックの計画を立てていただいて、生理用品に限らず衛生用品に関しては全てにおいてローリングストックの計画を立てていくべきだと思うんですけれども、この辺りはいかがお考えでしょうか。

防災安全課長 議員おっしゃるとおり、そういったところは防災備蓄用品ではあるのですけれども、無駄のないような使い方にあえてこだわってと言いますか、そこを用途に備蓄のほうを進めてまいればいいかなというふうに思っています。

1 3 番 今年度中に防災倉庫、備蓄倉庫大型のが完成するという予定でいると思いますので、来年度にはしっかりと備蓄ができて、計画などのしっかりとした方向性も見えてくるのかなというふうに思いますので、この辺りは期待をしていきたいと思います。

それでは、1番目の男女共同参画プランの推進というところから質問をさせていただきます。まず、1番目の女性登用の促進に関しては、時間の関係上飛ばさせていただくのですけれども、2つ目の意識づくりの成果と今後の取組というところから質問をさせていただきたいと思います。男女共同参画と言っても、学校や教育や家庭や地域との連携が本当に必要になってくるなというふうに思います。それぞれの立場で意識づくりが大切だなというふうに、私も認識をしているところでございます。意識づくりのこの中で、具体的な施策の中に、男女共同参画啓発週間というのが6月23日から今月ですね、29日まで毎年この期間に男女共同参画啓発週間という週間があるのですけれども、本町においては、男女共同参画についての例えば啓発の催し物だったりというのは大々的かというと、行ってこなかったのではないかなというふうに、私はちょっと理解をするところなのですけれども、静岡県富士市では、例えば女性消防士とか、男性保育士とか、男性看護師を講師に招いて、

どういう職業をされているのというクイズを行ったりとか、性別にとらわれない意識づくり、また女性の健康づくりということで、親子のための女性ホルモン塾というふうに題して、更年期や女性の月経のことなどの講演会開催をしております。本町においても、男女共同参画啓発週間に合わせて、積極的に取り組むべきと考えますが、いかがでございましょうか。

協働推進課長 期間中においては、やはり啓発活動というふうなことで、広報であったり、ホームページであったりというふうな形で啓発のほうは進めていきたいというふうに考えています。

また、プランに基づいて、教育や生涯学習様々な場面で男女平等の環境づくりというふうなことも同時に努めているというふうなところでございます。

また、毎年神奈川県と連携をして、男女共同参画の講演会というふうなものも継続的に行っておりますので、町職員の研修を兼ねているというふうな部分がございますので、今後も広く町民及び職員に対して、男女平等の意識づくりには進めてまいりたいというふうに考えております。

1 3 番 年間を通して、そういう男女共同参画に関しての啓発活動というのはされているというふうに認識をしているところなのですが、やはり今後の社会情勢などを鑑みたときには、男女共同参画という方向性というのはすごく大事な視点になってくるのかなと人権問題に関しても思います。大井町に関しては、男女共同参画プランの今年度改定の時期でもあるというふうに思っているのですが、それを踏まえた上で1つの啓発というところで町として一番大事なのは啓発活動かなと、意識づくりなのかなというふうに感じているところなので、課長の今の御答弁も分かるところではありますが、やはり女性が輝く社会、誰もが輝ける社会というところでは、啓発週間というのも活用して、大きく例えば講演会ですとか、今ちょっと申し上げましたが、女性の生理の貧困とかもかなり来ると思うのですけれども。女性への理解だったりだとか、または今は男性の課題というか悩みとかも多くなってきているというふうに、いろいろなところでお伺いするところなのですけれども、そういうことに関しての、集中して、何かイベントや例えば授業に絡んだこととかを開催していくべきではないかなというふうに考えますが、いかがでございましょうか。

協働推進課長 年間を通しての啓発活動と、粘り強い対応が必要になってくるのかなというふうに考えています。現在、個人や社会性を含めて、変化と多様化が進んでおりますので、標準的ですか、典型的といった特定モデルが存在しないというふうな状況でございます。男女共同参画の推進においては、従来の考え方にとられることなく、制度の実施、計画のほうの推進はしていきたいというふうに考えております。

また、この期間中に特段何をというふうなのは今考えていないところでございますが、やはりその期間のときにはホームページ、または広報等で周知のほうはやっていきたいというふうに考えております。

1 3 番 少しずつ意識改革というのが必要になってくるのかなと思いますので、粘り強く取り組んでいていただきたいなというふうに感じます。

次に、3番目の生涯にわたる健康と人権の尊重の取組について、この中の具体策といたしまして、先ほどの御答弁の中にございましたが、性教育等の充実というふうに答弁していただきました。性教育の出発点は自分を大切にすることであり、自分を守るため、子供を守るために科学的で正しい知識を持つことが大事であると、産婦人科医でもある高橋幸子氏はおっしゃっております。ユネスコの国際セクシャリティ教育ガイダンスの基準によると、世界では性教育は5歳から始まっているということでございます。正しい知識がないことにより望まない妊娠や暴力、性犯罪が起こってしまうという可能性があります。このプランの中では、思春期の児童生徒に向けた性教育というふうに記載されておりましたが、今現在性犯罪に巻き込まれるのは18歳未満の子供たちが増加傾向にあることから、文部科学省と内閣府は年代別の性被害防止教材というのを公表しております。これは、例えば小学生向けですと、水着で隠れる部分は大切なところで見せたり、触らせてはいけないという教えでございます。子供の発達段階に応じた教材は幼児期、小学校、中学校、高校、大学の6種類あります。国といたしましては、来年度2023年の全国実施というのを求めているようでございますが、この辺りは学校での活用を考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

教 育 長 いわゆる性教育につきましては、性に関する科学的な認識を深めて、男女平等だとか、それから特性を理解して、お互い協力し合うといった視点の中で、

これは様々な場面で小学校の入学時から対応しているところがございます。特に道徳といった教科も含めた中で、授業でも実施しているといったところでございます。今御紹介いただいたことについて、今のところ特段検討はしておりませんが、いわゆる男女共同参画に関する内容につきまして、学習指導要領に示されております内容を基に、各学校子供たちへの教育活動は実施しているというところで御理解いただければと思います。

- 1 3 番 国としては、こういう教材を各自治体や学校に配布というか、活用していただきたいというふうに言って公表しているところがございますので、ぜひとも学習指導要領のとおりというのは重々よく存じているわけでございますけれども、やはり性教育というのは、子供のとき、幼児期から必要になってくると、やっぱり正しい知識がないことで、悲しい事件に巻き込まれたりすることがございますので、ぜひとも今後検討していただければなというふうに思い、次の質問に行きたいと思います。ごめんなさい、そこで、外部講師を招いて、親子で参加できるような、また信頼の持てる情報や、そういう書籍などを紹介するということができないかどうかをお伺いしたいと思います。

教 育 長 御案内のとおり、教育課程は各学校長の判断のもとで計画し、実施している状況でございます。そして、今の保護者と云々といったところ、例えば生理教育だとか、様々な場が考えられるかなと思うところがございますけれども、そういったところを含めて、1つには今後検討していく内容かなと思っています。

また、各学校では、いわゆる保健委員会というのをやっており、そこにはPTAの方も参加したりやっています。そういった内容もテーマとして実施するというのも1つの場としてあるのかなと思っています。ですから、そういうところの中で、認識していただければ大変ありがたいと思っております。

- 1 3 番 分かりました。次の質問に行きたいと思います。子供や女性が犯罪に巻き込まれて、相談体制、先ほど対策は防犯カメラなどで対策を取っているということでもございましたけれども、万が一犯罪に巻き込まれてしまったときの相談体制というところで、多分「かならいん」とか、ハート神奈川でしたっけ、というようなところの御紹介ということでもございましたけれども、私確認さ

せていただきましたところ、ホームページが協働推進課は女性相談というふうになっていて、もちろん防災安全課のほうは犯罪ですから、犯罪のほうで「かならいん」とかっていうのが別々になっているのです。ただ、被害を受けるのは、女性だしDVだし、犯罪なわけです。そうしたときに、一番パッとアクセスできて、どこに相談すればいいのかなというのが一目見て分かるように、ホームページやもちろん今後広報などで周知する場合も必要ではないかなというふうに考えるのです。ですので、防災安全課のホームページに集約するのか、両方にあっていいと思いますので、相談窓口というのはそこにアクセスした方が自分はどういう立場に今追い込まれているから、どこに相談すればいいのかというのがすぐに分かるほうがいいと思うのです。ですので、ホームページの編集というか、改修ということも考えるべきではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

協働推進課長 今の案件につきましては、防災安全課に関わるどころ、また総合相談というふうなところで、協働推進課に関わるというふうなところで、両方に共通するところがございます。最近ではDVと言っても、女性ばかりではなくて、男性からの相談もはっきり言ってございます。そういったことで、女性のための人権だけではなく、そういった総体的な形で対応すると分かりやすいですし、ホームページの構成にしてまいりたいというふうに考えています。

議長 以上で、13番議員、伊藤奈穂子君の一般質問を終わります。
ここで、昼食休憩といたします。

再開は13時。

(12時01分 休憩)

(13時00分 再開)

議長 休憩を解いて、再開いたします。

引き続き、通告10番、11番議員、牧野一仁君。

1 1 番 通告10番、11番議員、牧野一仁です。通告に従いまして、国が掲げる2050年脱炭素社会カーボンニュートラルについて、町の取組を伺います。昨年10月菅首相が所信表明演説で2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。すなわちカーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すと宣言されたことを基本理念とした改正地球温暖化対策推進法は去る5月26日の参議